

(別添)「社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等について」の一部改正

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社 援 第 2 0 7 3 号 平 成 1 2 年 9 月 1 3 日</p> <p style="text-align: center;"><u>(最終改正)</u> <u>社 援 発 0 3 0 6 第 2 8 号</u> <u>令 和 2 年 3 月 6 日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号に基づく厚生労働大臣の指定する 社会福祉に関する科目の読替えの範囲等について</p> <p>社会福祉法第 19 条第 1 項第一号の規定に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目については、「社会福祉主事の資格に関する科目指定の一部を改正する件」(平成 12 年厚生省告示第 153 号)により改正されたところでありますが、今般、各科目について、読替えを行えるよう別添のとおり取扱いを改めることとしましたので、参考までに通知いたします。</p>	<p style="text-align: right;">社 援 第 2 0 7 3 号 平 成 1 2 年 9 月 1 3 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号に基づく厚生労働大臣の指定する 社会福祉に関する科目の読替えの範囲等について</p> <p>社会福祉法第 19 条第 1 項第一号の規定に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目については、「社会福祉主事の資格に関する科目指定の一部を改正する件」(平成 12 年厚生省告示第 153 号)により改正されたところでありますが、今般、各科目について、読替えを行えるよう別添のとおり取扱いを改めることとしましたので、参考までに通知いたします。</p>

別添

社会福祉主事の資格に関する「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」の読替えの範囲等について

1 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲

(1) 社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）については、「社会福祉主事の資格に関する科目指定」（昭和25年厚生省告示第226号）に定められているところであるが、その科目の読替えの範囲は次のとおりとする。

なお、指定科目の名称及び読替の範囲に掲げる科目の名称（以下「科目名」という。）が次のいずれかに該当する字句の付加等がされた科目についても、読替の範囲に該当するものとして取り扱って差し支えない。

(ア) 科目名の末尾に、「原論」、「(の)原理」、「総論」、「概論」「概説」、「論」、「法」、「(の)方法」、「入門」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合

(イ) 科目名の末尾に「I、II」等が加わることにより、複数の科目に区分され、かつ、当該区分された科目の全てを行う場合

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれにも該当する場合

(例1) 「社会政策」に相当する科目を行う場合

- ・ (ア) に該当する場合 「社会政策論」、「社会政策総論」等でも可。
- ・ (イ) に該当する場合 「社会政策I」及び「社会政策II」等でも可。
- ・ (ウ) に該当する場合 「社会政策論I」及び「社会政策論II」等でも可。

(例2) 「介護概論」に相当する科目を行う場合

- ・ (ア) に該当する場合 「介護福祉原論」、「介護福祉総論」、「介護福祉学総論」等でも可。
- ・ (イ) に該当する場合 「介護概論I」及び「介護概論II」等でも可。
- ・ (ウ) に該当する場合 「介護福祉概説I」及び「介護福祉概説II」等でも可。

科目名	読替えの範囲
社会福祉概論	社会福祉、社会事業、社会保障制度と生活者の健康、現代社会と福祉、 <u>社会福祉の原理と政策</u>
社会福祉事業史	① 社会福祉事業史、社会福祉発達史、社会事業史、社会福祉の歴史 ② 日本社会福祉事業史と西洋社会福祉事業史の2科目
社会福祉援助技術論	① 社会福祉援助技術、社会福祉方法、社会事業方法、ソーシャルワーク、相談援助 ② <u>「相談援助の基盤と専門職」及び「相談援助の理論と方法」の2科目</u>

別添

社会福祉主事の資格に関する「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」の読替えの範囲等について

1 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲

社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）については、「社会福祉主事の資格に関する科目指定」（昭和25年厚生省告示第226号）に定められているところであるが、その科目の読替えの範囲は次のとおりとする。

なお、指定科目の名称及び読替の範囲に掲げる科目の名称（以下「科目名」という。）が次のいずれかに該当する場合については、読替の範囲に該当するものとして取り扱って差し支えない。

(1) 科目名の末尾に、「原論」、「(の)原理」、「総論」、「概論」「概説」、「論」、「法」、「(の)方法」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合

(2) 「社会福祉主事養成機関における授業科目の目標及び内容について」（平成12年9月13日付け社援第2074号厚生省社会・援護局長通知）の別添「社会福祉主事養成機関における授業科目の目標及び内容」（以下「シラバス通知」という。）に示す教育内容が全て含まれる場合であって、科目名の末尾に「I、II」等が加わることにより、複数の科目に区分され、かつ、当該区分された科目の全てを行う場合

(3) (1) 及び (2) のいずれにも該当する場合

(例1) 「社会政策」に相当する科目を行う場合

- ・ (1) に該当する場合 「社会政策論」、「社会政策総論」等でも可。
- ・ (2) に該当する場合 「社会政策I」及び「社会政策II」等でも可。
- ・ (3) に該当する場合 「社会政策論I」及び「社会政策論II」等でも可。

(例2) 「介護概論」に相当する科目を行う場合

- ・ (1) に該当する場合 「介護福祉原論」、「介護福祉総論」、「介護福祉学総論」等でも可。
- ・ (2) に該当する場合 「介護概論I」及び「介護概論II」等でも可。
- ・ (3) に該当する場合 「介護福祉概説I」及び「介護福祉概説II」等でも可。

科目名	読替えの範囲
社会福祉概論	社会福祉、社会事業、社会保障制度と生活者の健康、現代社会と福祉
社会福祉事業史	① 社会福祉事業史、社会福祉発達史、社会事業史、社会福祉の歴史 ② 日本社会福祉事業史と西洋社会福祉事業史を履修していること
社会福祉援助技術論	① 社会福祉援助技術、社会福祉方法、社会事業方法、ソーシャルワーク、相談援助 ② <u>相談援助の基盤と専門職及び相談援助の理論と方法の2科目</u>

	③ 「ソーシャルワークの基盤と専門職」、「ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)」、「ソーシャルワークの理論と方法」「ソーシャルワークの理論と方法(専門)」の4科目				
社会福祉調査論	社会調査統計、社会福祉調査、社会福祉統計、社会福祉調査技術、ソーシャルリサーチ、福祉ニーズ調査、社会調査の基礎、 社会福祉調査の基礎 、社会調査			社会福祉調査論	社会調査統計、社会福祉調査、社会福祉統計、社会福祉調査技術、ソーシャルリサーチ、福祉ニーズ調査、社会調査の基礎、社会調査
社会福祉施設経営論	社会福祉施設経営、社会福祉施設運営、ソーシャルアドミニストレーション、社会福祉管理、社会福祉管理運営、福祉サービスの組織と経営			社会福祉施設経営論	社会福祉施設経営、社会福祉施設運営、ソーシャルアドミニストレーション、社会福祉管理、社会福祉管理運営、福祉サービスの組織と経営
社会福祉行政論	社会福祉行政、社会福祉行財政、福祉行財政、社会福祉法制、社会福祉法、社会福祉計画、ソーシャルプランニング、福祉行財政と福祉計画			社会福祉行政論	社会福祉行政、社会福祉行財政、福祉行財政、社会福祉法制、社会福祉法、社会福祉計画、ソーシャルプランニング、福祉行財政と福祉計画
社会保障論	社会保障、社会保障制度と生活者の健康、社会保障制度			社会保障論	社会保障、社会保障制度と生活者の健康、社会保障制度
公的扶助論	公的扶助、生活保護、生活保護制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、 貧困に対する支援			公的扶助論	公的扶助、生活保護、生活保護制度、低所得者に対する支援と生活保護制度
児童福祉論	① 児童福祉、児童家庭福祉、子ども家庭福祉、こども家庭福祉	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、児童・家庭福祉		児童福祉論	① 児童福祉、児童家庭福祉、子ども家庭福祉、こども家庭福祉
	② 「児童・家庭に対する支援」と「児童・家庭福祉制度」並びに「家庭福祉論」及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの2科目				
家庭福祉論	① 家庭福祉、母子福祉、母子寡婦福祉、婦人保護、ファミリーサポート、家族援助	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、児童・家庭福祉		家庭福祉論	① 家庭福祉、母子福祉、母子寡婦福祉、婦人保護、ファミリーサポート、家族援助
	② 「児童・家庭に対する支援」と「児童・家庭福祉制度」並びに「児童福祉論」及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの2科目				
保育理論	保育			保育理論	保育
身体障害者福祉論	① 身体障害者福祉	障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児(・)者福祉 <u>(身体障害者福祉と知的障害者福祉の内容を含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の2科目に該当する。)</u>	障害者に対する支援と障害者自立支援制度、障害者福祉、障害福祉、障害児(・)者福祉 <u>(身体障害者福祉、知的障害者福祉、精神障害者保健福祉の内容を含んでいるものに限っては身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論の3科目に該当する。)</u>	身体障害者福祉論	① 身体障害者福祉
	② 障害者福祉、心身障害者福祉、障害児(・)者福祉 <u>(身体障害者福祉の内容を含んでいるものに限って該当する。)</u>				

知的障害者福祉論	① 知的障害者福祉 ② 障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児（・）者福祉 <u>（知的障害者福祉論内容を含んでいるものに限って該当する。）</u>		知的障害者福祉論	① 知的障害者福祉 ② 障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児（・）者福祉 <u>（身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の内容を全て含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の2科目に該当する。）</u>
精神障害者保健福祉論	精神障害者保健福祉、精神保健福祉、精神衛生、精神保健、精神医学、精神障害者福祉		精神障害者保健福祉論	精神障害者保健福祉、精神保健福祉、精神衛生、精神保健、精神医学、精神障害者福祉
老人福祉論	老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度		老人福祉論	老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度
医療社会事業論	医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク		医療社会事業論	医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク
地域福祉論	地域福祉、協同組合、コミュニティ（一）ワーク、コミュニティ（一）オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、 <u>地域福祉と包括的支援体制</u> 、コミュニティ（一）福祉		地域福祉論	地域福祉、協同組合、コミュニティ（一）ワーク、コミュニティ（一）オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、コミュニティ（一）福祉
法学	法律学、基礎法学		法学	法律学、基礎法学、 <u>法学入門</u>
民法	民法総則		民法	民法総則、 <u>民法入門</u>
行政法			行政法	
経済学	経済、基礎経済		経済学	経済、基礎経済、 <u>経済学入門</u>
社会政策	社会政策、労働経済		社会政策	社会政策、労働経済
経済政策			経済政策	
心理学	心理、心理学理論と心理的支援、 <u>心理学と心理的支援</u>		心理学	心理、心理学理論と心理的支援、 <u>心理学入門</u>
社会学	社会理論と社会システム、 <u>社会学と社会システム</u>		社会学	社会理論と社会システム、 <u>社会学入門</u>
教育学	教育		教育学	教育、 <u>教育学入門</u>
倫理学	倫理		倫理学	倫理、 <u>倫理学入門</u>
公衆衛生学	公衆衛生		公衆衛生学	公衆衛生、 <u>公衆衛生学入門</u>
医学一般	医学知識、医学、医学入門、一般臨床医学、人体の構造と機能及び疾病、人体の構造（・）機能（・）疾病		医学一般	① 医学知識、医学、医学入門、一般臨床医学、人体の構造と機能及び疾病、人体の構造（・）機能（・）疾病 ② <u>人体の構造と機能及び疾病の成り立ちと回復の促進を履修していること。</u>
リハビリテーション論	リハビリテーション、リハビリテーション医学		リハビリテーション論	リハビリテーション、リハビリテーション医学、 <u>リハビリテーション入門</u>
看護学	看護、基礎看護		看護学	看護、基礎看護、 <u>看護学入門</u>
介護概論	介護福祉、介護、介護知識、介護の基本		介護概論	介護福祉、介護、介護知識、介護の基本、 <u>介護学入門</u>
栄養学	栄養、栄養指導、栄養（・）調理、基礎栄養学		栄養学	栄養、栄養指導、栄養（・）調理、基礎栄養学、 <u>栄養学入門</u>
家政学	家政		家政学	家政、 <u>家政学入門</u>

(2) (1)における科目の名称の読替えの範囲に該当しない科目の場合であっても、次に示す教育内容（以下、「読替えに必要な教育内容」という。）が当該科目の教育内容に全て含まれている場合は、読み替えられる科目として厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲に該当するものとする。

また、(1)中(イ)及び(ウ)における複数の科目に区分される場合においても、読替えに必要な教育内容が、当該複数の科目の教育内容に全て含まれる場合は同様の取扱いとする。

なお、読替えに必要な教育内容について、複数分の読み替えられる科目の内容が全て含まれている科目の場合、その全ての読み替えられる科目に該当するものとして差し支えない。

(新規)

読み替えられる科目	必要な教育内容 ※ 欄が左右に分かれているものについては、どちらかの欄の教育内容が全て含まれている場合に読替えの範囲に該当するものとする。	
社会福祉概論	社会福祉主事養成機関における授業科目の目標及び内容について(平成12年9月13日社援2074号厚生労働省社会・援護局長通知)(以下、「シラバス通知」という)の別添に定める「社会福祉概論」の授業科目の内容	社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知)、社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日19文科高第918号・社援発第0328001号文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長通知)(以下、両通知を合わせて「社会福祉士養成指針通知」という)の別添1の別表1に定める「社会福祉の原理と政策」の教育に含むべき事項
社会福祉事業史	日本及び諸外国の社会福祉の歴史に関する内容	
社会福祉援助技術論	「シラバス通知」の別添に定める「社会福祉援助技術論」の授業科目の内容	「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1に定める「ソーシャルワークの基盤と専門職」及び「ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)」の教育に含むべき事項
社会福祉調査論	社会福祉調査の意義・倫理・目的、質的・量的調査に関する内容	
社会福祉施設経営論	「シラバス通知」の別添に定める「社会福祉施設経営論」の授業科目の内容	「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1に定める「福祉サービスの組織と経営」の教育に含むべき事項
社会福祉行政論	「シラバス通知」の別添に定める「社会福祉行政論」の授業科目の内容	

社会保障論	「シラバス通知」の別添に定める「社会保障論」の授業科目の内容	「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1に定める「社会保障」の教育に含むべき事項
公的扶助論	「シラバス通知」の別添に定める「公的扶助論」の授業科目の内容	
児童福祉論	「シラバス通知」の別添に定める「児童福祉論」の授業科目の内容	「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1に定める「児童・家庭福祉」の教育に含むべき事項
家庭福祉論	「シラバス通知」の別添に定める「家庭福祉論」の授業科目の内容	
保育理論	保育の意義及び目的、保育に関する法令及び制度に関する内容	
身体障害者福祉論	「シラバス通知」の別添に定める「障害者福祉論」の授業科目の内容	「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1に定める「障害者福祉」の教育に含むべき事項
知的障害者福祉論		
精神障害者保健福祉論		
老人福祉論	「シラバス通知」の別添に定める「老人福祉論」の授業科目の内容	「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1に定める「高齢者福祉」の教育に含むべき事項
医療社会事業論	保健医療分野におけるソーシャルワークや、医療と福祉に関する内容	
地域福祉論	「シラバス通知」の別添に定める「地域福祉論」の授業科目の内容	「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1に定める「地域福祉と包括的支援体制」の教育に含むべき事項
法学	「シラバス通知」の別添に定める「法学」の授業科目の内容	「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1に定める「権利擁護を支える法制度」の教育に含むべき事項
民法	総則、物権法、債権、親族法、相続法に関する法的内容	
行政法	行政主体、行政作用、行政救済に関する法的内容	
経済学	「シラバス通知」の別添に定める「経済学」の授業科目の内容	
社会政策	労働政策及び社会保障制度に関する内容	
経済政策	財政（金融）政策及び産業政策に関する内容	
心理学	「シラバス通知」の別添に定める「心理学」の授業科目の内容	「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1に定める「心理学と心理的支援」の教育に含むべき事項
社会学	「シラバス通知」の別添に定める「社会学」の授業科目の内容	「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1に定める「社会学と社会システム」の教育に含むべき事項
教育学	教育の歴史、目的、手法、制度に関する内容	
倫理学		
公衆衛生学	公衆衛生に関する内容	
医学一般	「シラバス通知」の別添に定める「医学一般」の授業科目の内容	「社会福祉士養成指針通知」の別添1の別表1に定める「医学概論」及び「保健医療と福祉」の教育に含む

	べき事項
リハビリテーション論	リハビリテーションの理念や疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進に関する内容
看護学	看護の基礎的理論や基礎的技術に関する内容
介護概論	「シラバス通知」の別添に定める「介護概論」の授業科目の内容
栄養学	栄養素、食生活と健康に関する内容
家政学	家庭生活に必要な家政・家事に関する内容

2 個別照会

上記1の読替えの範囲に含まれるか疑義がある場合については、個別に照会することができるので、該当する大学及び短期大学は、原則として授業を開始しようとする日の6か月前までに別記様式により社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室あて照会されたいこと。

別記様式

番 号
年 月 日

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室 宛

学 校 名
代表者 ○○ ○○ 印

社会福祉法に基づく指定科目の読替えについて（照会）

標記について、本校の○○学部○○学科における開講科目を下記のとおり読替えてよろしいか照会いたします。

記

本講開講科目名	指定科目名	備考（開講年度）

担当者名：
電話番号：
学校所在地：

2 個別認定

上記1の読替えの範囲に含まれない名称の科目であっても、授業内容が指定科目に合致するものについては、個別に審査のうえ認定することとするので、該当する大学及び短期大学は、原則として授業を開始しようとする日の6か月前までに別記様式により社会・援護局福祉基盤課長あて照会されたいこと。

なお、指定科目のうち、社会福祉主事養成機関等指定規則（平成12年厚生省令第53号）の別表第1に定める科目と同一の名称の科目に係る個別審査については、シラバス通知に示す各授業科目の目標及び内容に対応しているか否かを判断基準とするので、留意されたいこと。この場合、既に「社会福祉士及び介護福祉士法第7条第一号に基づく指定科目、同条第二号に基づく基礎科目及び第39条第二号に基づく社会福祉に関する科目の読替えの範囲について」（昭和63年2月12日社庶第28号厚生省社会局長通知）に基づき個別認定を受けている科目については、この通知による個別認定を受けたものとみなすものとする。

別記様式

番 号
年 月 日

厚生労働省社会・援護局
福祉基盤課長 殿

学 校 名
代表者 ○○ ○○ 印

社会福祉法に基づく指定科目の読替えについて（照会）

標記について、本校の○○学部○○学科における開講科目を下記のとおり読替えてよろしいか照会いたします。

記

本講開講科目名	指定科目名	備考（開講年度）

担当者名：
電話番号：
学校所在地：

(添付書類)

- 1 該当科目ごとに授業内容を詳しく記載した授業科目の概要書
- 2 授業進度計画 (別表)
- 3 講義要綱
- 4 全体のカリキュラム

別表

授 業 進 度 計 画

指 定 科 目 名 _____

本 校 開 講 科 目 名 _____

	平成 12 年 9 月 13 日社援第 2073 号 通知中 1 (2) における必要な教育内容	本 講 講 義 概 要
内容		

(注) 削除

- 1 「通知内容」欄には、当該科目について「社会福祉主事養成機関における授業科目の目標及び内容について」(平成 12 年 9 月 13 日社援第 2073 号厚生省社会・援護局長通知) (以下「局長通知」という。) 1 (2) に規定する必要な教育内容を記載すること。
- 2 「本講講義概要」欄には、当該科目に係る講義概要を記載すること。
なお、記載に当たっては、各項目と局長通知の該当部分を矢印で結んで対応関係を明らかにするとともに、各項目に授業順序を示す番号を付すこと。

(添付書類)

- 1 該当科目ごとに授業内容を詳しく記載した授業科目の概要書
- 2 授業進度計画 (別表)
- 3 講義要綱
- 4 全体のカリキュラム

別表

授 業 進 度 計 画

指 定 科 目 名 _____

本 校 開 講 科 目 名 _____

	平成 12 年 9 月 13 日社援第 2074 号 通 知 内 容	本 講 講 義 概 要
目標		
内容		

(注) 1 本表は、社会福祉主事養成機関等指定規則 (平成 12 年厚生省令第 53 号) の別表第 1 に定める科目と同一の名称の科目以外の指定科目については作成する必要がないこと。
2 「通知内容」欄には、当該科目について「社会福祉主事養成機関における授業科目の目標及び内容について」(平成 12 年 9 月 13 日社援第 2074 号厚生省社会・援護局長通知) (以下「局長通知」という。) に規定する目標及び内容を記載すること。
3 「本講講義概要」欄には、当該科目に係る講義概要を記載すること。
 なお、記載に当たっては、各項目と局長通知の該当部分を矢印で結んで対応関係を明らかにするとともに、各項目に授業順序を示す番号を付すこと。